

農地法第3条許可申請書  
記入マニュアル

渋川市農業委員会

## 目 次

1 個人が農地を買ったり借りたりする場合の記入例	・・・	P 1
2 農地所有適格法人が農地を買ったり借りたりする場合の記入例	・・・	P 7
3 農地所有適格法人以外の法人等が農地を借りる場合の記入例	・・・	P 17

### 注意事項

- ・農地を買ったり借りたりする場合には、農地法第3条に基づき、農業委員会の許可を受ける必要があります。農業委員会の許可を受けていない契約は効力が発生しませんので、十分ご注意ください。
- ・農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。農地所有適格法人以外の法人は、一定の条件の下で農地を借りる場合のみ許可を受けることができます。

1 個人が農地を買ったり借りたりする場合の記入例

連絡先	申請人	××-××××
	代理人	

様式1-1

## 農地法第3条第1項の規定による許可申請書

令和 ×× 年 ×× 月 ×× 日

渋川市農業委員会会長 様

譲受人 ※買う人、借りる人について記入

渋川太郎

譲渡人 ※売る人、貸す人について記入

小野上三郎

上記代理人 住所  
氏名

印

※該当する内容を記入

{

 所有権  
賃借権  
使用貸借による権利
 
}
 を
 {

 設定  
移転
 
}

下記によって土地の「**所有権**」を「**移転**」したいので農地法第3条第1項の規定により許可を申請します。

申請当事者 ※住民票を添付

当事者の別	氏名又は名称	年令	職業	住所又は所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者
譲受人	渋川太郎	52	農業	渋川市〇〇××番地×	※国籍を記入	
譲渡人	小野上三郎	65	農業	渋川市〇〇××番地×		

契約の内容 ※どのような契約を結び、農地をいつから使うかなどについて記入

売買、賃貸借、使用貸借 (該当字句を○でかこむ) その他 ( )	契約期間		権利の設定 移転の時期	許可次第
	賃借料		売買価格	500万円

許可を受けようとする土地の表示、利用状況その他  
※土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)を添付

土地の所在			地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )	利用 状況	対価、 賃料等 の額 (10a当 たりの 額)	所有者氏名 又は名称  (現所有者の 氏名又は名 称(登記簿 と異なる場 合))	所有権以外の 使用収益権が 設定されてい る場合 権利の種類、 内容と権利者 の氏名又は名 称	備考
市	大字	字		登記簿	現況						
渋川市	〇〇	〇〇	×× 番×	畑	畑	5,000	普通畑	100 万円	小野上三郎	-----	
			以	下	余	白				-----	
										-----	

計 5,000 m<sup>2</sup> ( 田 m<sup>2</sup> 畑 5,000 m<sup>2</sup> )

**I 一般申請記載事項**

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

※「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいう。

所 有 地		農地面積 (㎡)			採草放牧地面積 (㎡)	
		田	畑	樹園地		
自作地	①	15,000		15,000	※買う・借りる者やその家族等が所有している農地のうち、きちんと自分たちで耕作している農地について記入。	
貸付地					※買う・借りる者やその家族等が所有している農地のうち、他者に貸していてその者がきちんと耕作している農地について記入。	
地		所在・地番		地目	面積 (㎡)	状況・理由
				登記簿 現況		
非耕作地		※買う・借りる者やその家族等が所有している農地（他者に貸している農地も含みます。）のうち、耕作されていない農地について記入。				

所 有 地 以 外 の 土 地		農地面積 (㎡)			採草放牧地面積 (㎡)	
		田	畑	樹園地		
借入地	③	30,000		30,000	※買う・借りる者やその家族等が他者から借りている農地のうち、きちんと自分たちで耕作している農地について記入。	
貸付地					※買う・借りる者やその家族等が他者から借りている農地のうち、他者に貸していてその者がきちんと耕作している農地について記入。	
地		所在・地番		地目	面積 (㎡)	状況・理由
				登記簿 現況		
非耕作地		※買う・借りる者やその家族等が他者から借りている農地（他者に貸している農地も含みます。）のうち、耕作されていない農地について記入。				

(記載要領)

- 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。  
 なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地です。  
 ※家族の死亡により農地を一時的に貸している場合などで、転貸禁止の例外として農地法第3条の許可を受けているもの。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑		樹園地		採草放牧地
		コンニャク	ソルゴー			
作付(予定)作物		コンニャク	ソルゴー			
権利取得後の面積(m <sup>2</sup> )		44,000	6,000			

※作付面積の合計は、許可が下りた場合の経営面積となる(自作地+借入地+申請地の合計面積)。

二毛作等を行う場合は、主な作付作物以外の作物の面積をかつこ書きで記入。

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類	トラクター	ブームスプレー		
		確保しているもの	所有 リース	30ps 1台	自走式 1台
導入予定のもの (資金繰りについて)	所有 リース	50ps 1台		〇〇農業協同組合 から資金を借入	

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使用する牛、馬等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る)等、資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者

- 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況  
 農作業歴 30年、農業技術修学歴 年、その他 ( )  
 ※①欄は買う・借りる本人について記入。

② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人) ※本人以外の家族等について記入。	現在: 2	(農作業経験の状況: 2~27年の農作業従事)
	増員予定:	(農作業経験の状況: )
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在: 6	(農作業経験の状況: 3年以上(植付、収穫時))
	増員予定:	(農作業経験の状況: )

- ①~③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間  
 住所地から車で約5分

<農地法第3条第2項第2号関係> (権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。)

- その法人の構成員等の状況(別紙に記載し、添付してください。)

<農地法第3条第2項第3号関係>

- 信託契約の内容(信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。)

--

<農地法第3条第2項第4号関係> (権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載)

- 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況  
 (「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

農作業に従事する者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係(本人又は世帯員等)	農作業への年間従事日数	備考
① 渋川 太郎	52	農業	本人	250	
② 渋川 花子	52	農業	妻	250	
③ 渋川 次郎	25	農業	子	250	

(記載要領)

備考欄には、農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合は○を記載してください。

<農地法第3条第2項第5号関係> (転貸する場合のみ記載してください。)

5 転貸が認められる場合への該当有無

農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者(賃借人等)が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合(転貸する場合)には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作(田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。)の目的に供するため貸し付けようとする場合である。  
(表作の作付内容= \_\_\_\_\_、裏作の作付内容= \_\_\_\_\_)
- 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

(例えば 集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

申請地の周囲はコンニャクが栽培されております。申請地ではこれまでもコンニャクが栽培されており、権利取得後も同様にコンニャクを栽培するため、周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。  
また、農薬の使用法等については、地域の防除基準に従います。

II 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

※農地所有適格法人以外の法人等が農地を借りる場合に記入。

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Iの記載事項に加え、以下も記載してください。  
(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に回復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

<農地法第3条第3項第2号関係>

7 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

<農地法第3条第3項第3号関係> (権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。)

8 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

(1) 氏名

(2) 役職名

(3) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況

その法人が耕作又は養畜の事業(労務管理や市場開拓等も含む。)を行う期間： 年 月 日  
そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間： 年 月 日(直近の実績)  
年 月 日(見込み)

### Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記載事項

9 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Ⅰの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

- (1) 以下の場合は、Ⅰの記載事項全ての記載が不要です。
- その取得しようとする権利が地上権(民法(明治29年法律第89号)第269条の2第1項の地上権)又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合  
(事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」の欄に記載してください。)
  - 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする同項に規定する事業を行う場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合
  - 権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合  
(景観法(平成16年法律第110号)第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。)
- (2) 以下の場合は、Ⅰの1-2(効率要件)及び2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。
- 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合
  - 地方公共団体(都道府県を除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合
  - 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合
  - 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人家畜改良センター又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合
- (3) 以下の場合は、Ⅰの2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。
- 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業の経営の事業を行うものを除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
  - 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
  - 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合
- (留意事項)
- 上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限ります。該当していることを証する書面を添付してください。
- ・ その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
  - ・ 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人
- 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

(事業・計画の内容)

※欄が不足する場合や既存の資料等がある場合、この欄には「別添資料参照」等と記入し、別途資料を添付して申請することができます。

2 農地所有適格法人が農地を買ったり借りたりする場合の記入例

連絡先	申請人	××-××××
	代理人	

様式1-1

## 農地法第3条第1項の規定による許可申請書

令和 ×× 年 ×× 月 ×× 日

渋川市農業委員会会長 様

譲受人 ※買う人、借りる人について記入。  
株式会社〇〇  
代表取締役 渋川 一郎

※該当する内容を記入。

所有権  
賃借権  
使用貸借による権利

を

設定  
移転

譲渡人 ※売る人、貸す人について記入。  
赤 城 五 郎

上記代理人 住所 \_\_\_\_\_ 印  
氏名 \_\_\_\_\_

下記によって土地の「使用貸借による権利」を「 設定 」したいので農地法第3条第1項の規定により許可を申請します。

申請当事者 ※譲受人は法人の登記事項証明書、定款（写）を添付。  
譲渡人は住民票を添付。

当事者の別	氏名又は名称	年令	職 業	住 所 又 は 所 在 地	国籍等	在留資格又は特別永住者
譲受人	株式会社〇〇 代表取締役渋川一郎		農業法人	渋川市〇〇××番地×		
譲渡人	赤 城 五 郎	80	農 業	渋川市〇〇××番地×		

契 約 の 内 容 ※どのような契約を結び、農地をいつから使うかなどについて記入。

売買、賃貸借、 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">使用貸借</span> (該当字句を○でかこむ) その他 ( )	契約期間 5年間	権利の設定 移転の時期 許可次第
	賃借料	売買価格

許可を受けようとする土地の表示、利用状況その他  
※土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）を添付。

土地の所在			地番	地 目		面積(m <sup>2</sup> )	利用 状況	対価、 賃料等 の額 (10a当 たりの 額)	所有者氏名 又は名称  (現所有者の 氏名又は名 称(登記簿 と異なる場 合))	所有権以外の 使用収益権が 設定されてい る場合 権利の種類、 内容と権利者 の氏名又は名 称	備考
市	大字	字		登記簿	現況						
渋川市	〇〇	〇〇	×× 番×	田	田	3,000	一毛作		赤 城 五 郎	-----	
渋川市	〇〇	〇〇	×× 番×	田	田	2,000	一毛作		赤 城 五 郎	-----	
			以	下	余	白				-----	

計 5,000 m<sup>2</sup> ( 田 5,000 m<sup>2</sup> 畑 m<sup>2</sup> )

**I 一般申請記載事項**

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

※「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいう。

所 有 地		農地面積 (㎡)			採草放牧地面積 (㎡)	
		田	畑	樹園地		
自作地	①	10,000		10,000	※買う・借りる法人が所有している農地のうち、きちんと自分たちで耕作している農地について記入。	
貸付地					※買う・借りる法人が所有している農地のうち、他者に貸していてその者がきちんと耕作している農地について記入。	
地		所在・地番		地目	面積 (㎡)	状況・理由
				登記簿		
	非耕作地	※買う・借りる法人が所有している農地（他者に貸している農地も含まれます。）のうち、耕作されていない農地について記入。				

所 有 地 以 外 の 土 地		農地面積 (㎡)			採草放牧地面積 (㎡)	
		田	畑	樹園地		
借入地	③	13,000	2,000	11,000	※買う・借りる法人が他者から借りている農地のうち、きちんと自分たちで耕作している農地について記入。	
貸付地					※買う・借りる法人が他者から借りている農地のうち、他者に貸していてその者がきちんと耕作している農地について記入。	
地		所在・地番		地目	面積 (㎡)	状況・理由
				登記簿		
	非耕作地	※買う・借りる法人が他者から借りている農地（他者に貸している農地も含まれます。）のうち、耕作されていない農地について記入。				

(記載要領)

- 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。  
 なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地です。  
 ※転貸禁止の例外として農地法第3条の許可を受けているもの。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付（予定）作物、作物別の作付面積

	田	畑			樹園地	採草放牧地
	水稲	ネギ	ブロッコリー	チンゲンサイ		
作付（予定）作物	水稲	ネギ	ブロッコリー	チンゲンサイ		
権利取得後の面積(m <sup>2</sup> )	7,000	11,000	7,000	3,000		

※作付面積の合計は、許可が下りた場合の経営面積となる（自作地+借入地+申請地の合計面積）。

二毛作等を行う場合は、主な作付作物以外の作物の面積をかつこ書きで記入。

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類	トラクター	田植機	コンバイン	収穫機	
確保しているもの	所有	20ps 1台	4条植 1台	2条刈 1台	振動式 1台	
導入予定のもの (資金繰りについて)	所有	30ps 1台				〇〇農業協同組合から資金を借入

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使用する牛、馬等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る。）等、資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者

- 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況  
 農作業歴 年、農業技術修学歴 年、その他（ ）  
 ※①欄は個人の場合のみ記入。法人は記入不要。

② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人) ※法人の構成員等について記入。	現在：5	(農作業経験の状況：15～60年の農作業従事)
	増員予定：	(農作業経験の状況：)
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在：4	(農作業経験の状況：3年以上(収穫、調整作業時に毎年募集))
	増員予定：	(農作業経験の状況：)

- ①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間  
事務所から車で約20分

<農地法第3条第2項第2号関係> (権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。)

- その法人の構成員等の状況(別紙に記載し、添付してください。)  
別紙のとおり

<農地法第3条第2項第3号関係>

- 信託契約の内容(信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。)

--

<農地法第3条第2項第4号関係> (権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載)

- 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況  
 (「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

農作業に従事する者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係(本人又は世帯員等)	農作業への年間従事日数	備考

(記載要領)

備考欄には、農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合は○を記載してください。

<農地法第3条第2項第5号関係> (転貸する場合のみ記載してください。)

5 転貸が認められる場合への該当有無

農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者(賃借人等)が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合(転貸する場合)には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作(田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。)の目的に供するため貸し付けようとする場合である。  
(表作の作付内容= 、裏作の作付内容= )
- 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

(例えば 集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

申請地の周囲は水稲が栽培されております。申請地ではこれまでも水稲が栽培されており、権利取得後も同様に水稲を栽培するため、周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。  
また、農薬の使用法等については、地域の防除基準に従います。

II 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

※農地所有適格法人以外の法人等が農地を借りる場合に記入。

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Iの記載事項に加え、以下も記載してください。  
(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に回復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

<農地法第3条第3項第2号関係>

7 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

<農地法第3条第3項第3号関係> (権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。)

8 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

(1) 氏名

(2) 役職名

(3) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況

その法人が耕作又は養畜の事業(労務管理や市場開拓等も含む。)を行う期間： 年 月 日  
そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間： 年 月 日(直近の実績)  
年 月 日(見込み)

### Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記載事項

9 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Ⅰの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

- (1) 以下の場合は、Ⅰの記載事項全ての記載が不要です。
- その取得しようとする権利が地上権(民法(明治29年法律第89号)第269条の2第1項の地上権)又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合  
(事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」の欄に記載してください。)
  - 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする同項に規定する事業を行う場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合
  - 権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合  
(景観法(平成16年法律第110号)第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。)
- (2) 以下の場合は、Ⅰの1-2(効率要件)及び2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。
- 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合
  - 地方公共団体(都道府県を除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合
  - 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合
  - 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人家畜改良センター又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合
- (3) 以下の場合は、Ⅰの2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。
- 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業の経営の事業を行うものを除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
  - 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
  - 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合
- (留意事項)
- 上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限ります。該当していることを証する書面を添付してください。
- ・ その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
  - ・ 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人
- 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

(事業・計画の内容)

※欄が不足する場合や既存の資料等がある場合、この欄には「別添資料参照」等と記入し、別途資料を添付して申請することができます。

## ＜農地法第2条第3項第1号関係＞

## 1-1 事業の種類

区分	農業		左記農業に該当しない事業 の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在（実績又は見込み）	米、露地野菜	農産物の販売	民宿
権利取得後（予定）	同上	同上	同上

## 1-2 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
3年前（実績）	6,200,000円	400,000円
2年前（実績）	6,300,000円	300,000円
1年前（実績）	6,500,000円	300,000円
申請日の属する年 （実績又は見込み）	7,100,000円	200,000円
2年目（見込み）	7,200,000円	0円
3年目（見込み）	7,200,000円	0円

<農地法第2条第3項第2号関係>

2 構成員全ての状況

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
					農地等の提供面積 (㎡)		農業への年間従事日数		農作業委託の内容
					権利の種類	面積	直近実績	見込み	
渋川 一郎				個 35			300	300	
伊香保 次郎				20			250	250	
小野上 三郎				15	賃借権	10,000	100	100	
子持 四郎				15	賃借権	9,000	200	200	
赤城 五郎				5	使用貸借による権利	1,000	50	50	

(記載要領)

「農業への従事状況」には、その法人が農業(労務管理や市場開拓等も含みます。)を行う期間のうちその者が当該事業に参画・関与している期間を記載してください。

議決権の数の合計	90個
農業関係者の議決権の割合	93.75%

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数：900日

(2) 農業関係者以外の者 ((1)以外の者)

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数

議決権の数の合計	6個
農業関係者以外の者の議決権の割合	6.25%

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社であって同法第10条第1項の規定の適用を受けるものを構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

<農地法第2条第3項第3号及び第4号関係>

3 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への年間従事日数			
							必要な農作業への 年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み
渋川 一郎	渋川市〇〇番地			代表取締役	300	300	260	260
伊香保 次郎	渋川市〇〇番地			取締役	250	250	150	150
小野上 三郎	渋川市〇〇番地			取締役	100	100	100	100

4 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への年間従事日数			
							必要な農作業への 年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み

(4については、3の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者(原則年間150日以上)であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数(原則年間60日)以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。)

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。
  - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
    - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
    - イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
    - ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
    - エ 農業生産に必要な資材の製造
    - オ 農作業の受託
    - カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
    - キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
  - (2) 農業と併せ行う林業
  - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 2 「1-1事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 3 「1-2売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。  
「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し(実績のない場合は空欄)、「申請日の属する年」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。
- 4 「2(1)農業関係者」には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

5 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「2(1)農業関係者」の「農地等の提供面積 (㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地利用集積円滑化団体又は当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

6 2の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍 6 等並びに3の国籍等並びに4の国籍等の各欄については、所有権を移転する場合のみ記載してください(ただし、2の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。)

国籍等は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等(日本国籍の場合は、「日本」)を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国(内国法人の場合は、「日本」)を記載してください。

3 農地所有適格法人以外の法人等が農地を借りる場合の記入例

連絡先	申請人	××-××××
	代理人	

様式1-1

## 農地法第3条第1項の規定による許可申請書

令和 ×× 年 ×× 月 ×× 日

渋川市農業委員会長 様

譲受人 ※買う人、借りる人について記入。  
株式会社□□  
代表取締役 北橋 六郎

※該当する内容を記入。

〔 賃借権  
使用貸借による権利 〕を「設定」

譲渡人 ※売る人、貸す人について記入。  
小 野 上 三 郎

上記代理人 住所 \_\_\_\_\_ 印  
氏名 \_\_\_\_\_

下記によって土地の「賃借権」を「設定」したいので農地法第3条第1項の規定により許可を申請します。

申請当事者 ※譲受人は法人の登記事項証明書、定款（写）を添付。  
譲渡人は住民票を添付。

当事者の別	氏名又は名称	年齢	職業	住所又は所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者
譲受人	株式会社□□ 代表取締役北橋六郎		小売業	渋川市〇〇××番地×		
譲渡人	小野上三郎	65	農業	渋川市〇〇××番地×		

契約の内容 ※どのような契約を結び、農地をいつから使うかなどについて記入。

売買、賃貸借、使用貸借 その他（ ）	（該当字句を○でかこむ）	契約期間	5年間	権利の設定 移転の時期	許可次第
		賃借料	年60,000円	売買価格	

許可を受けようとする土地の表示、利用状況その他  
※土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）を添付。

土地の所在			地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )	利用 状況	対価、 賃料等 の額 (10a当 たりの 額)	所有者氏名 又は名称  (現所有者の 氏名又は名 称(登記簿 と異なる場 合))	所有権以外の 使用収益権が 設定されてい る場合 権利の種類、 内容と権利者 の氏名又は名 称	備考
市	大字	字		登記簿	現況						
渋川市	〇〇	〇〇	×× 番×	畑	畑	3,000	普通畑	20,000	小野上三郎		
			以	下	余	白					

計 3,000 m<sup>2</sup> ( 田 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 畑 3,000 m<sup>2</sup> )

**I 一般申請記載事項**

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

※「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいう。

所 有 地		農地面積 (㎡)			採草放牧地面積 (㎡)	
		田	畑	樹園地		
有	自作地	①			※買う・借りる法人等が所有している農地のうち、きちんと自分たちで耕作している農地について記入。	
	貸付地				※買う・借りる法人等が所有している農地のうち、他者に貸していてその者がきちんと耕作している農地について記入。	
地		所在・地番		地目	面積 (㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地	※買う・借りる法人等が所有している農地（他者に貸している農地も含まれます。）のうち、耕作されていない農地について記入。				

所 有 地 以 外 の 土 地		農地面積 (㎡)			採草放牧地面積 (㎡)	
		田	畑	樹園地		
外	借入地	③ 21,000		21,000	※買う・借りる法人等が他者から借りている農地のうち、きちんと自分たちで耕作している農地について記入。	
	貸付地				※買う・借りる法人等が他者から借りている農地のうち、他者に貸していてその者がきちんと耕作している農地について記入。	
土 地		所在・地番		地目	面積 (㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地	※買う・借りる法人等が他者から借りている農地（他者に貸している農地も含まれます。）のうち、耕作されていない農地について記入。				

(記載要領)

- 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。  
 なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地です。  
 ※家族の死亡により農地を一時的に貸している場合などで、転貸禁止の例外として農地法第3条の許可を受けているもの。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付（予定）作物、作物別の作付面積

	田	畑			樹園地	採草放牧地
		エダマメ	タマネギ	ブロッコリー		
作付（予定）作物		エダマメ	タマネギ	ブロッコリー		
権利取得後の面積(m <sup>2</sup> )		4,000	10,000	10,000		

※作付面積の合計は、許可が下りた場合の経営面積となる（自作地＋借入地＋申請地の合計面積）。

二毛作等を行う場合は、主な作付作物以外の作物の面積をかつこ書きで記入。

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類	トラクター	移植機	動力噴霧器		
確保しているもの	所有 リース	30ps 1台	全自動1条 1台	50L/分 1台		
導入予定のもの (資金繰りについて)	所有 リース					

(記載要領)

1 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使用する牛、馬等です。

2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る。）等、資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況

農作業歴 年、農業技術修学歴 年、その他（ ）

※①欄は買う・借りる本人について記入（個人の場合のみ記入。法人は記入不要。）。

② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人) ※本人以外の家族や法人の構成員等について記入。	現在： 2	(農作業経験の状況： 3～5年の農作業従事 )
	増員予定：	(農作業経験の状況： )
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在： 1	(農作業経験の状況： 3年以上(夏期エダマメ出荷時) )
	増員予定：	(農作業経験の状況： )

④ ①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間  
事務所から車で約20分

<農地法第3条第2項第2号関係> (権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。)

2 その法人の構成員等の状況(別紙に記載し、添付してください。)

<農地法第3条第2項第3号関係>

3 信託契約の内容(信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。)

--

<農地法第3条第2項第4号関係> (権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載)

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

農作業に従事する者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係(本人又は世帯員等)	農作業への年間従事日数	備考

(記載要領)

備考欄には、農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合は○を記載してください。

<農地法第3条第2項第5号関係> (転貸する場合のみ記載してください。)

5 転貸が認められる場合への該当有無

農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者(賃借人等)が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合(転貸する場合)には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作(田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。)の目的に供するため貸し付けようとする場合である。  
(表作の作付内容= 、裏作の作付内容= )
- 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

(例えば 集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法的の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

申請地ではこれまでジャガイモを栽培しておりました。権利取得後は、タマネギを栽培いたしますが、申請地の周囲に農地又は採草放牧地はないため、周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。  
また、農薬の使用方法的については、地域の防除基準に従います。

## II 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

※農地所有適格法人以外の法人等が農地を借りる場合に記入。

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Iの記載事項に加え、以下も記載してください。  
(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に回復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

※賃貸借契約書例2参照。

<農地法第3条第3項第2号関係>

### 7 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

集落で行う地域の営農に関する会議に必ず出席します。

また、地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めます。この他、地域農家で取り組む共同作業などがあれば参加します。

※地域との役割分担について農業委員会と協定を結んでいる場合や確約書を作成している場合等は、この欄には「別添資料参照」等と記入し、別途資料を添付して申請することができます。

<農地法第3条第3項第3号関係> (権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。)

### 8 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

(1) 氏名 北橋 六郎

(2) 役職名 代表取締役

(3) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況

その法人が耕作又は養畜の事業(労務管理や市場開拓等も含む。)を行う期間: 年 6 か月

そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間: 年 6 か月(直近の実績)

年 6 か月(見込み)

### Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記載事項

9 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Ⅰの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

- (1) 以下の場合は、Ⅰの記載事項全ての記載が不要です。
- その取得しようとする権利が地上権(民法(明治29年法律第89号)第269条の2第1項の地上権)又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合  
(事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」の欄に記載してください。)
  - 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする同項に規定する事業を行う場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合
  - 権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合  
(景観法(平成16年法律第110号)第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。)
- (2) 以下の場合は、Ⅰの1-2(効率要件)及び2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。
- 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合
  - 地方公共団体(都道府県を除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合
  - 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合
  - 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人家畜改良センター又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合
- (3) 以下の場合は、Ⅰの2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。
- 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業の経営の事業を行うものを除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
  - 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
  - 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合
- (留意事項)
- 上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限ります。該当していることを証する書面を添付してください。
- ・ その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
  - ・ 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人
- 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

(事業・計画の内容)

※欄が不足する場合や既存の資料等がある場合、この欄には「別添資料参照」等と記入し、別途資料を添付して申請することができます。

## 賃貸借契約書例 1



### 農地（採草放牧地）賃貸借契約書

賃貸人及び賃借人は、農地法の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより賃貸借契約を締結する。

この契約書は、2通作成して賃貸人及び賃借人がそれぞれ1通を所持し、その写し1通を渋川市農業委員会に提出する。

令和 年 月 日

賃貸人（以下甲という。）

住所

氏名

印

賃借人（以下乙という。）

住所

氏名

印

#### 1 賃貸借の目的物

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別表1に記載する土地その他の物件を賃貸する。

#### 2 賃貸借の期間

(1) 賃貸借の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 年間とする。

(2) 甲又は乙が、賃貸借の期間の満了の1年前から6か月前までの間に、相手方に対して更新しない旨の通知をしないときは、賃貸借の期間は、従前の期間と同一の期間で更新する。

#### 3 借賃の額及び支払期日

乙は、別表1に記載された土地その他の物件に対して、同表に記載された金額の借賃を同表に記載された期日までに甲の住所地において支払うものとする。

#### 4 借賃の支払猶予

災害その他やむをえない事由のため、乙が支払期日までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期日までその支払を猶予する。

#### 5 転貸又は譲渡

乙は、本人又はその世帯員等が農地法第2条第2項に掲げる事由により借入地を耕作することができない場合に限って、一時転貸することができる。その他の事由により賃借物を転貸し、又は賃借権を譲渡する場合には、甲の承諾を得なければならない。

#### 6 修繕及び改良

(1) 目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行なわれる場合には、同法に定めるところによる。

- (2) 目的物の修繕は甲が行なう。ただし、緊急を要する場合その他甲において行なうことができない事由があるときは、乙が行なうことができる。
- (3) 目的物の改良は乙が行なうことができる。
- (4) 修繕費又は改良費の負担又は償還は、別表2に定めたものを除き、民法及び土地改良法に従う。

#### 7 経常費用

- (1) 目的物に対する租税は、甲が負担する。
- (2) かんがい排水、土地改良等に必要経常経費は、原則として乙が負担する。
- (3) 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が負担する。
- (4) 租税以外の公課等で(2)及び(3)以外のものの負担は、別表3に定めるもののほかは、その公課等の支払義務者が負担する。
- (5) その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、借主が負担する。

#### 8 目的物の返還及び立毛補償

- (1) 賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から 日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により損失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。
- (2) 契約終了の際目的物の上に乙が甲の承諾をえて植栽した永年性作物がある場合には、甲は、乙の請求により、これを買取る。

#### 9 この賃貸借契約に附随する権利又は義務

#### 10 契約の変更

契約事項を変更する場合には、その変更事項をこの契約書に明記しなければならない。

#### 11 その他この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

別表1 土地その他の物件の目録等

土地その他の物件の表示					借 賃			備 考
大 字	字	地 番	地 目 (種類)	面 積 (数量)	単位当たり 金 額	総 額	支払期日	

別表2 修繕費又は改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	賃貸人及び賃借人の費用に関する支払区分の内容	賃借人の支払額についての賃貸人の償還すべき額及び方法	備 考

別表3 公課等負担に係る特約事項

公 課 等 の 種 類	負 担 区 分 の 内 容	備 考

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 契約の目的物は別表1に表示します。この場合において、建物、宅地等が農地等と客観的にみて不可分の状態にあるか、又は別々に契約することが不適当な場合には、これらを含めて記載してください。

土地は一筆ごと、建物その他の物件は一個ごとに所在、地番及び地目又は種類、面積及び数量並びにこれらの借賃の額、支払時期及び支払方法を記載してください。

「面積」欄には、登記簿の地積と実際の面積とが異なる場合は、登記簿の地積のほかに契約上決めた実際の面積を記載し、さらにその土地の畦畔面積又は土地の一部が溝となっているときは、その面積を記載してください。ただし、土地に付随して賃貸している溝があってもその溝が別の地番である場合は、別行に記載してください。
- 3 賃貸借の期間については、農地法第17条に規定する一時賃貸借である場合には、「1年前から6か月前まで」を「6か月前から1か月前まで」とします。
- 4 借賃の額は、一筆ごと又は一個ごとに記載してください。借賃の支払の方法が賃貸人の農業協同組合の預金口座への払込みによる場合には、「賃貸人の住所において支払う」を「賃貸人が〇〇農業協同組合に有する預金口座に払い込む」とします。なお、金銭以外のものを支払う借賃の定めがある場合においては、借賃の支払方法についての特約があるときは、その旨記載してください。
- 5 賃貸借の目的物の修繕及び改良についての負担区分は当事者間で取り決めた内容を別表2に記載してください。

修繕改良工事によって生じた施設の所有区分及び補償内容等を定めた場合は別表2の備考欄にこれらの事項を記載してください。
- 6 経営費用の負担区分については当事者間で取り決めた内容を別表3に記載してください。
- 7 賃借物の返還については、契約期間満了の日から「何日以内」に返還する旨を記載してください。
- 8 「賃貸借契約に付随する権利又は義務」欄には、この賃貸借契約に付随する権利義務に関する契約がある場合に記載してください。

## 賃貸借契約書例 2



### 農地（採草放牧地）賃貸借契約書

賃貸人及び賃借人は、農地法の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより賃貸借契約を締結する。

この契約書は、2通作成して賃貸人及び賃借人がそれぞれ1通を所持し、その写し1通を渋川市農業委員会に提出する。

令和 年 月 日

賃貸人（以下甲という。）

住所

氏名

印

賃借人（以下乙という。）

住所

氏名

印

#### 1 賃貸借の目的物

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別表1に記載する土地その他の物件を賃貸する。

#### 2 賃貸借の期間

(1) 賃貸借の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 年間とする。

(2) 甲又は乙が、賃貸借の期間の満了の1年前から6か月前までの間に、相手方に対して更新しない旨の通知をしないときは、賃貸借の期間は、従前の期間と同一の期間で更新する。

#### 3 契約の解除

甲は、乙が目的物たる農地を適正に利用していないと認められる場合には賃貸借契約を解除するものとする。

#### 4 借賃の額及び支払期日

乙は、別表1に記載された土地その他の物件に対して、同表に記載された金額の借賃を同表に記載された期日までに甲の住所地において支払うものとする。

#### 5 借賃の支払猶予

災害その他やむをえない事由のため、乙が支払期日までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期日までその支払を猶予する。

#### 6 転貸又は譲渡

乙は、本人又はその世帯員等が農地法第2条第2項に掲げる事由により借入地を耕作することができない場合に限って、一時転貸することができる。その他の事由により賃借物を転貸し、又は賃借権を譲渡する場合には、甲の承諾を得なければならない。

## 7 修繕及び改良

- (1) 目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行なわれる場合には、同法に定めるところによる。
- (2) 目的物の修繕は甲が行なう。ただし、緊急を要する場合その他甲において行なうことができない事由があるときは、乙が行なうことができる。
- (3) 目的物の改良は乙が行なうことができる。
- (4) 修繕費又は改良費の負担又は償還は、別表2に定めたものを除き、民法及び土地改良法に従う。

## 8 経常費用

- (1) 目的物に対する租税は、甲が負担する。
- (2) かんがい排水、土地改良等に必要経常経費は、原則として乙が負担する。
- (3) 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が負担する。
- (4) 租税以外の公課等で(2)及び(3)以外のものの負担は、別表3に定めるもののほかは、その公課等の支払義務者が負担する。
- (5) その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、借主が負担する。

## 9 目的物の返還及び立毛補償

- (1) 賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から 日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により損失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。
- (2) 契約終了の際目的物の上に乙が甲の承諾をえて植栽した永年性作物がある場合には、甲は、乙の請求により、これを買取る。
- (3) 甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の 年分に相当する金額を違約金として支払う。

## 10 この賃貸借契約に附随する権利又は義務

## 11 契約の変更

契約事項を変更する場合には、その変更事項をこの契約書に明記しなければならない。

## 12 その他この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

別表1 土地その他の物件の目録等

土地その他の物件の表示					借 賃			備 考
大 字	字	地 番	地 目 (種類)	面 積 (数量)	単位当たり 金 額	総 額	支払期日	

別表2 修繕費又は改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	賃貸人及び賃借人の費用に関する支払区分の内容	賃借人の支払額についての賃貸人の償還すべき額及び方法	備 考

別表3 公課等負担に係る特約事項

公 課 等 の 種 類	負 担 区 分 の 内 容	備 考

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 契約の目的物は別表1に表示します。この場合において、建物、宅地等が農地等と客観的にみて不可分の状態にあるか、又は別々に契約することが不適当な場合には、これらを含めて記載してください。

土地は一筆ごと、建物その他の物件は一個ごとに所在、地番及び地目又は種類、面積及び数量並びにこれらの借賃の額、支払時期及び支払方法を記載してください。

「面積」欄には、登記簿の地積と実際の面積とが異なる場合は、登記簿の地積のほかに契約上決めた実際の面積を記載し、さらにその土地の畦畔面積又は土地の一部が溝となっているときは、その面積を記載してください。ただし、土地に付随して賃貸している溝があってもその溝が別の地番である場合は、別行に記載してください。
- 3 賃貸借の期間については、農地法第17条に規定する一時賃貸借である場合には、「1年前から6か月前まで」を「6か月前から1か月前まで」とします。
- 4 「農地を適正に利用していない」とは、農地法第4条及び第5条に違反しているもの、農地法第32条第1項1号に該当する場合等とします。
- 5 借賃の額は、一筆ごと又は一個ごとに記載してください。借賃の支払の方法が賃貸人の農業協同組合の預金口座への払込みによる場合には、「賃貸人の住所において支払う」を「賃貸人が〇〇農業協同組合に有する預金口座に払い込む」とします。なお、金銭以外のものを支払う借賃の定めがある場合においては、借賃の支払方法についての特約があるときは、その旨記載してください。
- 6 賃貸借の目的物の修繕及び改良についての負担区分は当事者間で取り決めた内容を別表2に記載してください。

修繕改良工事によって生じた施設の所有区分及び補償内容等を定めた場合は別表2の備考欄にこれらの事項を記載してください。
- 7 経営費用の負担区分については当事者間で取り決めた内容を別表3に記載してください。
- 8 賃借物の返還については、契約期間満了の日から「何日以内」に返還する旨を記載してください。
- 9 「賃貸借契約に付随する権利又は義務」欄には、この賃貸借契約に附随する権利義務に関する契約がある場合に記載してください。